



済生会わかくさ訪問看護ステーション運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会が開設する済生会わかくさ訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「職員」という）が、要介護者又は要支援者、主治医が必要と認めた高齢者や病気により在宅療養を必要とする者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1) 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえ利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持、向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2) 事業の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における取組を行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3) 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

第3条（事業所の名称及び所在地）

- 1) 名 称 済生会わかくさ訪問看護ステーション
- 2) 所在地 横浜市金沢区平潟町11番28号

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

- 1) 管理者 常勤1名
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また職員に法令及び運営規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- 2) 看護職員 常勤換算2.5名以上
看護職員は、訪問看護計画書及び報告書（予防を含む）を作成し、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供に当たる。
- 3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを行う。

第5条（営業日及び営業時間）

- 1) 営業日 月曜日から金曜日まで
ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2) 営業時間 午前9時から午後5時15分までとする。

時間外・休日のサービス提供は相談に応じる。
また別途契約により、電話での連絡は24時間可能とする。

第6条（訪問看護の内容）

- 1) 病状、障害、全身状態の観察
- 2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- 3) 食事、排泄等の援助
- 4) 褥瘡の予防、処置
- 5) リハビリテーション
- 6) ターミナルケア
- 7) 認知症患者の看護
- 8) 療養生活における介護方法の指導
- 9) 各種医療機器の管理
- 10) その他 医師の指示による処置

第7条（訪問看護等の利用料）

- 1) 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、詳細は料金表のとおりとする。
- 2) 利用料については、事業を提供する前に、利用者又はその家族に対し、事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3) 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料について細目を記載した領収書を交付する。
- 4) 訪問看護等を提供した場合の利用料の他、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとする。

看取りの時の処置料 20,000円

- 5) キャンセル料について、利用予定日の2日前までに申し出があった場合は無料、前日申し出の場合は利用者負担額の50%、当日申し出の場合は利用者負担額の全額を徴収するものとする。
- 6) 交通費について、介護保険の場合は、通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は徴収しない。
医療保険の場合は、実費相当を徴収する。

第8条（緊急時等における対応方法）

- 1) 職員は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2) 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行う。
- 3) 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

第9条（通常の実業の実施地域）

通常の実業の実施地域は、横浜市金沢区と磯子区(杉田、氷取沢町)横須賀市(追浜本町・追浜町・追浜南町・追浜東町・鷹取・湘南鷹取)とする。

第10条（相談・苦情に対する対応方針）

- 1) 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。
- 2) 事業所は、自らが提供したサービスに関し、市町村が行う文書の提出又は提示、市町村の職員からの質問、照会に応じ、調査に協力するとともに指導又は助言に従う。

第11条（事故発生時の対応）

- 1) 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2) 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

第12条（個人情報の保護）

- 1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためにガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。
- 2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第13条（虐待の防止）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知する。
- 2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

第14条（研 修）

事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- 2) 継続研修 年6回以上

第15条（衛生管理）

- 1) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

第16条（非常災害等対策）

- 1) 非常その他の緊急事態に備え、しかるべき措置について事業継続計画を策定し、職員に周知徹底を図るため、定期的に訓練、研修等を実施する。
- 2) 事業継続計画は、以下の2つの事態に対応するものとする。
 - ① 非常災害時
 - ② 感染症まん延時

第17条（感染症予防及びまん延防止）

- 1) 感染症予防及びまん延防止のための委員会を定期的を開催するとともにその結果について、職員に周知する。
- 2) 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3) 職員に対し、感染症予防及びまん延防止のための訓練・研修を定期的実施する。

第18条（ハラスメント等の禁止）

- 1) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発する。
- 2) 相談に対応する担当者を定め、相談への対応のための窓口を職員に周知する。
- 3) 職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれる。

第19条（その他の運営についての留意事項）

- 1) 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
また職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 2) 事業所は訪問看護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 3) この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者と開設事業者との協議に基づいて別途定める。

- 4) ステーションは事業計画・財務内容などに関する資料を要求に応じていつでも閲覧可能な状態にするものとする。

附則

この規程は、平成27年 7月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年 8月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 9月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。